

**除却補助対象**

次の条件全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造り及びその他組積造りによる塀並びに門柱の除却費用です。

道路に面しているブロック塀等。

道路からの高さが1m（擁壁上の場合は、0.4m）以上のもの。

道路境界までの水平距離より高さが高いもの。

市が実施する判定調査の結果、改修が必要と認められたもの。

**ブロック塀等の一部を残す場合は、道路面からの高さが50cm以下まで。**

**敷地内の道路に面する危険ブロック塀は全て除去、又は道路からの高さが50cm以下にすること。**

**申請後に職員が現地の確認に参ります。現地確認前及び通知決定前にブロック塀等を除去してしまった場合は、補助が受けられなくなりますのでご注意ください。**

**補助金額**

1mあたり80,000円又は除却費用の2/3のいずれか低い額（限度額30万円）

**軽量フェンス等設置補助対象（除却補助対象事業に限る）**

ブロック塀等の除却跡地に軽量フェンス等を設置する場合、次の条件のいずれかに該当するものであること。

アルミフェンス等を設置する場合には、基礎等を設置するなどして適切に固定するもの。

**基礎に利用する目的であっても、新たにブロックを積んだ場合は補助対象外となります。**

**既存のブロックを利用してフェンスを設置した場合は補助対象外となります。**

生け垣を設置する場合は、1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱等により適切に固定するもの。

**補助金額**

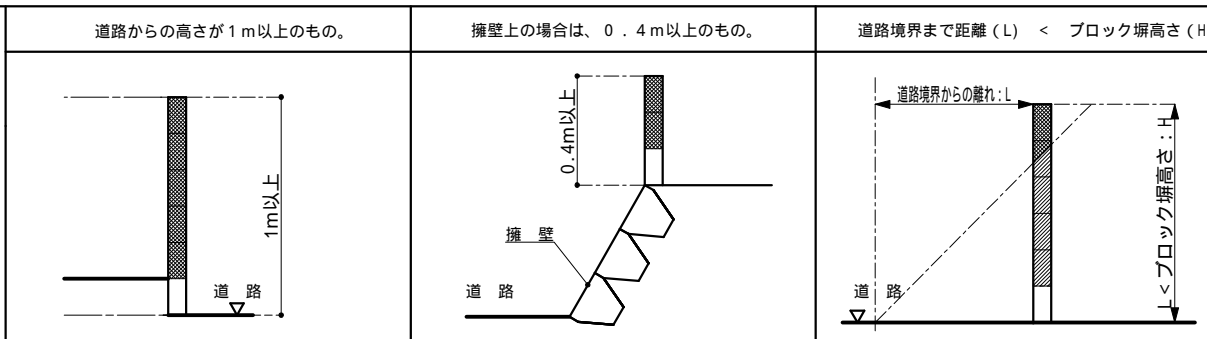
1mあたり80,000円又は設置費用の2/3のいずれか低い額。（限度額10万円）

**申込期間**

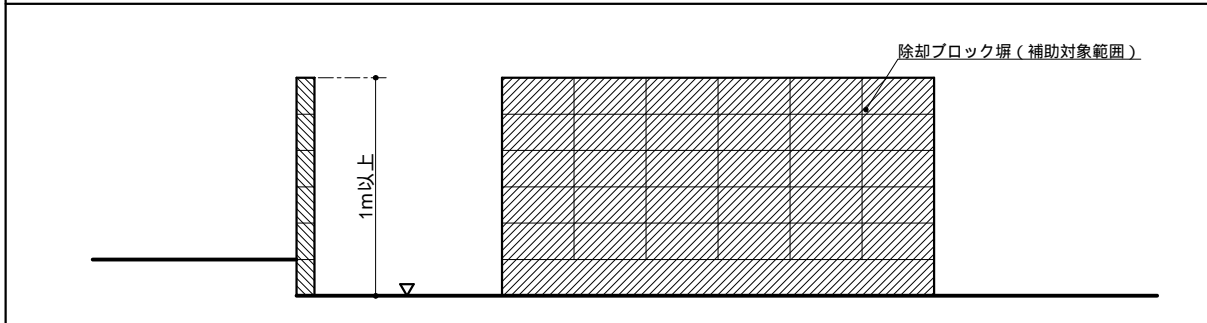
令和5年4月3日（月）から令和6年3月上旬まで。

**問い合わせ先**

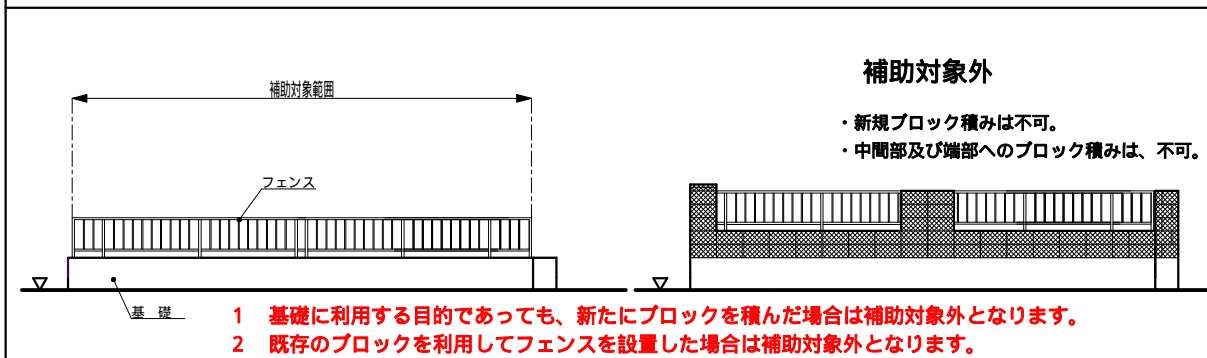
石巻市建設部建築指導課 電話 0225-95-1111（内線）5678、5679



・原則として道路面から除却が必要です。（除却ブロック塀補助対象参考図）



アルミフェンス等を設置する場合には、基礎等を設置するなどして適切に固定するもの。



- 1 基礎に利用する目的であっても、新たにブロックを積んだ場合は補助対象外となります。
- 2 既存のブロックを利用してフェンスを設置した場合は補助対象外となります。

生け垣を設置する場合は、1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱等により適切に固定するもの。

